

第1条 (規程の目的)

湖国寮管理規程(以下、「本規程」という。)は、公益財団法人湖国協会(以下、「本協会」という。)の定款の目的及び事業に沿った湖国寮(以下「寮」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (施設の維持保全)

- 1 本協会は、寮の管理に当っては、公共性を有する施設であることに鑑み、その維持保全について万全を期するとともに、入寮者のみならず寮室使用契約者(以下、「契約者(保護者)」という。)、訪問者に対しても協力を求めるものとする。
- 2 その詳細については、理事長が理事会の承認を経て、寮舎内管理運営細則、寮費細則、寮生自主管理細則(別称:寮生心得)、その他(以下、全ての細則を指す場合は「本細則」という。)で定める。

第3条 (寮長、事務局長、職員)

- 1 理事長は、理事会の承認を得て、本協会の副理事長、常務理事、理事から寮長及び事務局長を任命する。
- 2 理事長は、必要により、理事会の承認を得て、寮長を補佐する職員を置くことができる。
- 3 寮長は、寮の管理及び入寮者の指導、育成に当たるとともに職員を指揮監督する。
- 4 事務局長は、本協会の事務を扱うほか、寮長を補佐する。

第4条 (寮の定員)

- 1 寮室は、66室(男子43室、女子23室)で、定員は、132名(2人/1室)以内とする。
- 2 寮室は、1人/1室使用、2人/1室使用のいずれも可とする。

第5条 (入寮期間)

- 1 入寮の契約期間は原則として4月1日から翌年3月20日までの1年間とする。
但し、退寮事由(本規程第15条)なき限り再契約を可とする。
- 2 入寮の再契約期間は、原則として4年間(初回+再契約3回の計4回)まで入寮可とする。
- 3 大学院への進学者については、寮長及び募集広報・入寮者選考委員会が個別に検討する。

第6条 (入寮資格等)

入寮資格を有する者(入寮者、契約者(保護者))は、次の①号から⑤号に掲げる条件を具備するものとする。

- ① 4年制大学、短期大学、専門学校、大学院等に修学する18歳以上の男女学生(留学生を含む)
- ②A 滋賀県内出身学生(高校所在地は滋賀県内に限らない)
B 世界・日本全国の滋賀県人会、卒寮生等からの推薦学生(留学生を含む)
- ③ 他県等からの依頼または寄宿先困窮者
- ④ 勉学と社会貢献の意欲の高いこと
- ⑤ 湖国寮の管理に関する本規程並びに本細則を遵守し、健康で共同生活に耐えられること

第7条 (募集)

- 1 入寮者の募集の方法、広報の方法並びに入寮者の選考は、「募集広報・入寮者選考委員会規程」で定める。
- 2 入寮者の募集期間及び方法等については、「募集要項」並びに「入寮申込書」等所定の書類により公募する。

第8条 (入寮申込)

- 1 入寮を申込む者は「入寮申込書」に必要な事項を記入して、本協会に申し込む。

- 2 入寮申込みの具体的方法については、「募集要項」で定める。

第9条 (選考及び入寮承諾)

- 1 募集広報・入寮者選考委員会は、「募集広報・入寮者選考委員会規程」に則り、本規程第6条の条件が充足した「入寮申込書」につき、書類審査及び面接を実施し、入寮者を選考する。
- 2 入寮者選考の面接の日程等具体的方法については、「募集要項」等で定める。
- 3 前2項の選考の結果、入寮を許された入寮申込者及び入寮予定者に対して「入寮申込承諾通知書」を発行する。なお、「入寮申込承諾通知書」を発行するまでに「入寮内定通知書」を発行することも可とする。

第10条 (入寮手続き)

- 1 前条の「入寮申込承諾通知書」を受領した入寮申込者(保護者)は、本協会と「寮室使用契約書」(定期建物賃貸借契約書)を締結し、募集要項で指定する必要書類を提出する。
- 2 入寮者が寮室を共同使用する場合は、入寮申込者(保護者)及び入寮者は、前項の契約書とは別に本協会と「寮室共同使用契約書」を締結する。
- 3 入寮申込者(保護者)は、第11条、12条、13条に記載の入寮費用を本協会に支払わなければならない。
- 4 前条により「入寮申込承諾通知書」を受けた入寮予定者は、年度の途中入寮者を除いては、原則として入学する大学の学業が開始されるまでに入寮しなければならない。

第11条 (敷金)

- 1 契約者(保護者)は、敷金を本協会に預託し、本協会はこれを入寮者が退寮する時まで預かる。敷金の額については、「寮費細則」で定める。
- 2 預かった敷金は、入寮者の退寮の時(寮室使用契約終了時)に元金を返還する。元金に利息は付けない。
- 3 返還時に退寮時清掃協力費を控除するほか、契約者(保護者)が本協会に弁償すべき額、寮費の滞納額等がある場合は、元金からこれを控除して返還する。控除する金額等の取り扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。

第12条 (室料、施設費及び光熱給水費)

- 1 契約者(保護者)は、室料及び施設費を本協会に所定の期日までに支払わなければならない。室料、施設費の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。
- 2 契約者(保護者)は、各寮室毎に個別に計量した室内光熱給水費(電気料金、上下水道料金)を本協会に所定の期日までに支払わなければならない。室内光熱給水費の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。
- 3 インターネットの利用については、「寮費細則」並びに「寮舎内管理運営細則」で定める。

第13条 (給食費)

- 1 契約者(保護者)は、給食費を本協会に所定の期日までに支払わなければならない。給食費の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。
- 2 入寮者が給食を喫食しなかった場合は、本協会は、契約者(保護者)に欠食費を返還する。欠食費の額、返還方法等の取り扱いの詳細については、「寮費細則」で定める。

第14条 (給食)

- 1 寮で提供する給食は、朝食及び夕食の2食とする。
- 2 給食の申込、給食時間等、給食及び欠食に関する詳細は、「寮費細則」で定める。

第15条 (退寮)

- 1 入寮者及び契約者(保護者)が寮室使用契約を解約し退寮しようとするときは、次項以下の予告期間に従い「退寮届・寮室使用契約解約申込書」を寮長に提出しなければならない。
- 2 以下の①及び②の場合は、退寮予定日の2ヵ月前までに予告しなければならない。
 - ① 入寮者の自己都合による場合
 - ② 入寮者及び契約者(保護者)が本規程第6条の入寮資格の喪失の場合
- 3 以下の③及び④の場合、入寮者に注意しても改善が見られない場合は、本協会は次年度の入寮契約の更新を拒否することが出来る。
 - ③ 入寮者が寮室の整理整頓・清掃を怠り、汚損せしめたとき
 - ④ 入寮者が相当の理由なく長期に給食を喫食しなかったとき
- 4 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)に以下の⑤～⑬の事由が発生した場合は、何ら催告を要しないで、本協会は直ちに「寮室使用契約」を解除することができる。
入寮者又は契約者(保護者)は直ちに寮室を明け渡して寮を退寮しなければならない。
 - ⑤ 入寮者の退学処分、停学処分、虚偽申請があったとき
 - ⑥ 契約者(保護者)が寮費・給食費を期日までに支払わず理由なく滞納したとき
 - ⑦ 入寮者又は契約者(保護者)に事由の如何を問わず第三者に本物件の賃借権を譲渡し又は寮室を他に転貸(本協会の承認のない同居・共同使用等これに準ずる一切の行為を含む)したとき
 - ⑧ 入寮者が伝染性健康疾患、疾病その他保健衛生上、寮舎内生活に適さないと本協会が認めたとき
 - ⑨ 入寮者が無断の長期外泊、在寮意思の欠如など寮生活に適さないと本協会が認めたとき
 - ⑩ 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)が反社会的集団(暴力団、過激な政治活動集団等)及び公序良俗に反する組織等の構成員、若しくはこれに準ずる者と判明したとき。
 - ⑪ 入寮者又は契約者(保護者)に寮舎内に警察の介入を生じさせる行為があったとき。
 - ⑫ 契約者(保護者)に破産、強制執行、銀行取引停止処分等、本契約を継続し難い事態あったとき
 - ⑬ 入寮者又は契約者(保護者)が本規程、本細則及び寮室使用契約の定め違反し、本協会又は近隣に著しく迷惑損害を与えたとき
- 5 第1項から第4項の各号の事由により本協会が損害を被ったときは、入寮者及び契約者(保護者)は連帯して直ちに損害を賠償しなければならない。
- 6 退寮の際は、入寮者は各自寮室を清掃し、私物は自己の責任と負担で搬出しなければならない。
- 7 退寮時に入寮者及び契約者(保護者)は、名目の如何を問わず金銭の請求等異議申し立ては一切出来ない。

第16条 (寮生心得)

- 1 共同生活の規律として、別に寮生自主管理細則(別称:寮生心得)を定める。
- 2 入寮者並びに訪問者は、本規程及び本細則、その他本協会が定める規律を遵守しなければならない。

第17条 (寮生活の自治)

- 1 入寮者は、寮生活が営まれるうえに必要な秩序の保持、厚生、娯楽などを目的とする自治的な組織(以下「自治会」という。)を設置することができる。
- 2 入寮者が前項の規定による自治会を結成し、又は自治会の運営等に係る規約その他の諸規程を定めようとするときは、「寮生自主管理細則」に従い、寮長の承認を得て理事長に届け出なければならない。

第18条 (禁止事項等)

- 1 入寮者本人以外の者に「鍵」及び「入出カード」の貸出しをしてはならない。
スペアの「鍵」及び「入出カード」をつくることも厳禁とする。
- 2 本協会の承諾を得ないで寮室に対する修理、改造等原状を変更する行為は厳禁とする。
- 3 入寮者又は訪問者による寮舎内施設に無断でビラ等を掲示、又は貼付することは厳禁とする。

- 4 寮室内、寮舎内共用施設及び寮舎敷地内への火気及び危険物の持ち込みは厳禁とする。
- 5 寮舎内(寮室、共用施設)及び寮舎敷地内での暴力・傷害・破廉恥行為等は厳禁とする。
- 6 寮舎内(寮室、共用施設)及び寮舎敷地内での喫煙並びに麻雀等賭け事は厳禁とする。
- 7 入寮者及び訪問者が寮舎内共用施設及び寮舎外の寮敷地内に私物を放置することは厳禁とする。
- 8 寮の良好な管理運営を行うため、その他の禁止事項を「寮舎内管理運営細則」で定める。
- 9 上記の禁止事項違反は、退寮事由とする。

第19条 (寮室検査・非常時対応等)

- 1 火災報知器の点検、寮室内の清掃状況点検等その他管理上の必要から、事前に連絡の上、寮長、職員外部委託業者等関係者が寮室内に立入ることがあるが、入寮者はこれを拒否することはできない。
但し、緊急事態発生の場合は事前の連絡無くして立入ることができる。
- 2 入寮者は常日頃から自らの義務として災害防止並びに防犯予防に積極的に取り組まなければならない。
- 3 本協会は、寮全体の建物・家財(入寮者の個人財産は除く)の火災・漏水など損害保険を付保する。
- 4 その他、寮舎内外の管理に必要な事項は「寮舎内管理運営細則」で定める。

第20条 (寮舎内立入・目的外使用制限)

- 1 入寮者以外の訪問者の寮舎内立入は、「寮舎内管理運営細則」で定める所定の手続きを経なければならない。
- 2 寮舎内共用施設を寮長の承認なくして、本協会の目的外に使用することは厳禁とする。

第21条 (寮舎使用善管注意義務・弁償義務等)

- 1 入寮者並びに訪問者は寮室及び寮舎内共用施設を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 故意又は不注意によって寮室内及び寮舎内共用施設内の内外装・設備並びに備品の汚損、破損、故障等があった場合には、速やかに寮長に申し出なければならない。
- 3 故意又は重大な過失によって前項の事態が発生した場合には、入寮者並びに契約者(保護者)及び訪問者は連帯して原状回復に要した費用を弁償しなければならない。
- 4 入寮者並びに訪問者の寮室及び寮舎内共用施設使用上の注意事項を「寮舎内管理運営細則」で定める。

第22条 (保健衛生等)

- 1 寮長は、入寮者の育成補導に努めるとともに、職員と協力して入寮者の健康保持に努めなければならない。
- 2 入寮者又は訪問者の怪我・急病、その他身体・健康に異常が認められた時には、速やかに寮長に申し出ること。
- 3 寮長は、職員と協力し急病等緊急時の医師の診断・入院等緊急対応措置をとらなければならない。
- 4 入寮者が外部で医師の診断を受けたときは、その症状等を寮長に報告しなければならない。
- 5 寮長は必要に応じて、緊急時又は病気療養中の看護・給食のため、保護者等世話人の宿泊のため寮舎内施設の使用を認めることができる。
- 6 その他入寮者の保険衛生等に関する詳細は、「寮舎内管理運営細則」で定める。

第23条 (臨時入寮宿泊の取扱い)

- 1 寮長は、寮室に余裕がある場合には大学入学試験受験者等の臨時入寮、宿泊を認めることができる。
- 2 この場合の臨時入寮者の取り扱いについては、本規程並びに本細則の定めるところによる。

第24条 この規程施行のために必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

付則 本規程は、平成24年2月1日から施行する。
改定規程は、令和1年9月21日から施行する。